

## 中国家族関係法の変遷の研究(II)

松 村 晴 路

### **The Study of Transition about chinese Family Relation Law (II)**

**Seiji Matsumura**

#### **Summary**

This paper examines the transition about chinese marriage register regulations, chinese nationality and ex-marriage law.

The author will translate and interpret about the reason for ex-marriage law's legislation as the next paper.

Received Sept. 30. 1993.

Key words : Chinese register regulation.

Chinese nationality law.

Chinese ex-marriage law.

#### 一 序

1 問題の提起—家族とは何か—

2 中国家族関係法研究の動機・理由

#### 二 1980年・中華人民共和国婚姻法

第一章 総 則

第二章 結 婚

第三章 家庭関係

第四章 離 婚

第五章 附 則

#### 三 中華人民共和国婚姻法（修改草案）に関する説明

1 序

2 中華人民共和国婚姻法改正草案について

- 四 まとめ—解説と分析—(以上, 第26集)
- 五 中華人民共和国婚姻登録規則 (以下, 本集)
- 六 中華人民共和国国籍法
- 七 1950年・中華人民共和国婚姻法
  - 第一章 総 則
  - 第二章 結 婚
  - 第三章 夫婦間の権利義務
  - 第四章 父母子女間の関係
  - 第五章 離 婚
  - 第六章 離婚後の子女の監護教育
  - 第七章 離婚後の財産と生活
  - 第八章 附 則
- 八 1950年・中華人民共和国婚姻法起草経過および起草理由の報告 (以下, 次集)
  - 1 解説と分析
  - 2 現行婚姻法との比較
  - 3 まとめと課題

## 一 序

前集において、現行婚姻法（1980年・中華人民共和国婚姻法）を訳し、その解説と分析を行なった。

現行婚姻法は、第一章で「婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等（二条）」の婚姻制度を基本原理とし、第二章で具体的に「結婚は男女双方の完全な自由意思によること（四条）」「晩婚晩育の奨励（五条）」「結婚禁止要件（六条）」および「結婚をしようとする男女双方は、必ず自ら結婚登録機関に出頭し、結婚登録手続・結婚証の発行・取得することによって夫婦関係は成立する（七条）」と規定している<sup>(1)</sup>。そのため、本稿は現行婚姻法を貫徹するための特別法としての「婚姻登録規則」を明らかにし、また、その前提となる「国籍法」をも合わせて解明を行なう。

つぎに、現行婚姻法成立は、旧婚姻法（1950年・中華人民共和国婚姻法）からの流れがある。旧婚姻法は、戦前・戦後の様々な婚姻法・婚姻条例等を経て、中華人民共和国として統一国家成立後の初めての婚姻法であり、その起草経過と起草理由の報告と共に意義深いものがある。本稿では、頁数の関係から旧婚姻法の訳文まで行ない、起草経過・起草理由および解説と分析は次集で行なう。

## 二 中華人民共和国婚姻登録規則<sup>(2)</sup>

(1985年12月31日国務院批准・1986年3月15日民政部公布)

第一条 《中華人民共和国婚姻法》の關係規定に基づいて、婚姻の自由、一夫一妻制、男女平等の婚姻制度の実施を保障し、婚姻当事者の合法的な權益を保護し、婚姻法に違反する行為を防止するために本規則を定める。

第二条 男女双方は、自由意思で結婚し、離婚しあるいは復婚するとき、本規則により婚姻登録をしなければならない。

法により、登録を履行した婚姻当事者の合法的な權益は、法律上の保護を受けることができる。

第三条 婚姻登録取扱機関は、農村においては郷、民族郷、鎮の人民政府であり、都市においては町の居住区事務所あるいは区人民政府、区を設けない市人民政府である。

第四条 男女双方が、自由意思で結婚する場合は、双方が、一方の戸籍所在地の婚姻登録機関に出頭し、結婚登録の申請をしなければならない。申請のときは、本人の住民身分証あるいは戸籍証明書、勤務先あるいは村民委員会（住民委員会）発行の本人の生年月日および婚姻状況（未婚、離婚、配偶者死亡）を明記した証明書を持参しなければならない。離婚者が、再婚を申請するときは、さらに離婚証明書類を持参しなければならない。

第五条 婚姻登録機関は、審査・確認のうえ、婚姻法および本規則の規定に合致する場合には、登録を認め、《結婚証》を交付<sup>(3)</sup>しなければならない。婚姻法および本規則に合致しない場合は、登録を認めず、かつ、当事者に婚姻法の宣伝教育を行なうものとする。

結婚を申請する当事者が、職場あるいは他人の干渉により必要な証明書を得られないときは、婚姻登録機関は調査し、婚姻法および本規則の規定に合致することが明らかな場合は、また登録を認め、《結婚証》を交付しなければならない。

第六条 結婚を申請する男女双方あるいは一方が、次に掲げる各号の一つに該当する場合には、婚姻をしてはならないし、登録は認められない。

- (一) 法定結婚年齢に達していない場合
- (二) 自由意思でない場合
- (三) すでに配偶者を有している場合
- (四) 直系血族および三代以内の傍系血族に属する場合
- (五) 癩病（ハンセン氏病）あるいは性病の治癒していない場合

第七条 男女双方が、自由意思で離婚し、かつ、子女の監護および財産の処理について合意に達した場合には、双方が、一方の戸籍所在地の婚姻登録機関に出頭し、離婚登録の申請をしなければならない。申請のときは、住民身分証あるいは戸籍証明書および《結

婚証》を持参しなければならない。婚姻登録機関は、調査し、事情が明らかな場合には登録を認め《離婚証》を交付し、《結婚証》を回収しなければならない。

男女の一方が、離婚を要求し、あるいは双方が要求しても子女の監護および財産処理について合意に達していない場合には、婚姻登録機関は、これを受理しない。

第八条 離婚後、男女双方が、自由意思で夫妻関係を回復する場合は、双方が一方の戸籍所在地の婚姻登録機関に出頭し、復婚登録の申請をしなければならない。婚姻登録機関は、結婚手続きに従って登録を行ない、《結婚証》を交付し、《離婚証》を回収する。

第九条 結婚、離婚あるいは復婚の登録を申請する男女双方は、婚姻登録機関が了解できる事情について、真実の申し立をしなければならない。

婚姻登録機関は、婚姻当事者が婚姻法の違反行為をし、あるいは登録のときに虚偽を弄し、《結婚証》を詐取した場合は、当該婚姻の無効を宣言して、詐取した《結婚証》を回収し、かつ、責任者に対して批判教育をしなければならない。刑法犯に触れる場合は、司法機関により法に従って刑事責任を追求するものとする。

第十条 婚姻登録機関は、公文書管理規定に従い、婚姻登録原簿を善良保管しなければならない。

婚姻登録機関は、《結婚証》あるいは《離婚証》を紛失した当事者に婚姻登録原簿に基づいて《夫妻関係証明書》あるいは《夫妻関係解消証明書》を発行<sup>(4)</sup>することができる。

なお、婚姻登録機関は、婚姻登録原簿に基づいて、事情の了解を必要とする公安・司法等の機関に対し、婚姻当事者が、法により結婚（離婚、復婚）の登録証明書を発行することができる。

第十一条 《結婚証》、《離婚証》、《夫妻関係証明書》、《夫妻関係解消証明書》の書式は、民政部が統一的に制定し、省、自治区、直轄市人民政府が、統一的に作成して、県、市管轄区あるいは区を設けない市人民政府が押印するものとする。

《結婚証》、《夫妻関係証明書》には、男女双方の写真を貼付し、かつ、婚姻登録専用印（銅製印）を押さなければならない。

婚姻登録機関は、《結婚証》、《離婚証》の交付あるいは《夫妻関係証明書》、《夫妻関係解消証明書》の発行のときに、手数料を徴収する。

第十二条 婚姻登録機関の登録官は、県級以上の民政部庁の業務研修を経て、試験に合格し、かつ、婚姻登録官証書を取得した担当者でなければならない。

婚姻登録官が、結婚登録事務処理において、法により登録を認めるべきであるのに登録を行わず、あるいは法により認めるべきでないのに登録上の行為を行なった場合は、情状の軽重に応じ、批判教育あるいは行政処分を行なわなければならない。刑法犯に触れる場合は、司法機関により法に従って刑事責任を追求するものとする。

第十三条 民族自治地方の婚姻登録は、もし本規則の一部規定が不適合ならば、本規則の

原則に準拠し、当地民族婚姻の具体的事情を総合して、一部弾力的あるいは補充的規定を制定することができる。かつ上級人民政府および民政部、国家民族事務委員会に報告して記録するものとする。

第十四条 中国公民と外国人との婚姻登録、華僑と国内公民、香港・澳門同胞と内地公民との婚姻登録は、それぞれ《中国公民と外国人との婚姻登録取扱いに関する法律<sup>(5)</sup>》および《華僑と国内公民、香港・澳門同胞と内地公民間の婚姻登録取扱いに関する法律》で処理するものとする。

第十五条 本規則は、公布の日から施行する。一九八〇年十一月十一日に公布した《婚姻登録規則<sup>(6)</sup>》は、同時に廃止する。

### 三 中華人民共和国国籍法

(1980年9月10日第5回全国人民代表大会第三次会議採択)

第一条 中華人民共和国の国籍の取得、喪失および回復は、すべて本法を適用する。

第二条 中華人民共和国は、統一的多民族国家であり、各民族人は、すべて中国国籍を有する。

第三条 中華人民共和国は、二重国籍を有する中国公民を認めない。

第四条 父母双方あるいは一方が、中国公民であり、本人が中国で出生した場合には、中国国籍を有する。

第五条 父母双方あるいは一方が、中国公民であり、本人が外国で出生した場合には、中国国籍を有する。ただし、父母双方あるいは一方が中国公民であり、かつ外国に定住しているとき、本人が出生した場合には外国国籍を有し、中国国籍は有しない。

第六条 父母が、無国籍あるいは国籍不明で、中国に定住しているとき、本人が中国で出生した場合には、中国国籍を有する。

第七条 外国人あるいは無国籍者が、中国憲法および法律を遵守する意思があり、かつ、次に掲げる条件の一つに該当する場合には、中国国籍の帰化の許可を申請することができる。

- 一 中国人の近親族である場合。
- 二 中国に定住している場合。
- 三 その他正当事由のある場合。

第八条 中国国籍の帰化を申請して許可されたときは、中国国籍を取得する。中国国籍の帰化を許可された場合には、外国国籍をさらに保留することができない。

第九条 外国に定住する中国公民が、自発的に帰化あるいは外国国籍を取得したときは、自動的に中国国籍を失う。

第十条 中国公民が、次に掲げる条件の一つに該当する場合には、中国国籍の離脱の許可

を申請することができる。

- 一 外国人の近親族である場合。
- 二 外国に定住している場合。
- 三 その他正当事由のある場合。

第十一条 中国国籍の離脱を申請して許可されたときは、中国国籍を失う。

第十二条 国家公務員および現役軍人は、中国国籍を離脱することができない。

第十三条 中国国籍を有していた外国人は、正当事由があるときは、中国国籍の回復の申請をすることができる。中国国籍の回復を許可された場合には、外国国籍をさらに保留することができない。

第十四条 中国国籍の取得、喪失および回復は、第九条の規定を除いて、必ず申請の手続によらなければならない。十八歳未満の者は、その父母あるいは其の他法定代理人が申請手続を行なう。

第十五条 国籍の申請を受理する機関は、国内においては当地市、県公安局であり、国外においては中国外交代表機関および領事機関がこれを行なう。

第十六条 中国国籍の帰化、離脱および回復の申請は、中華人民共和国公安部の審査許可に従うものとする。許可を経た場合には、公安部が証書を発行する。

第十七条 本法の公布前に、すでに中国国籍を取得し、あるいはすでに中国国籍を喪失している場合には、その効力は有効に続くものとする。

第十八条 本法は、公布された日から施行する。

#### 四 1950年・中華人民共和国婚姻法

1950年4月13日中央人民政府委員会第七次会議採択・1950年5月1日中央人民政府公布施行。いわゆる現行（1980年9月10日・第5回全国人民代表大会第三次会議採択・1981年1月1日施行）婚姻法に対する旧婚姻法であり、現行婚姻法の基礎となっており、中華人民共和国として統一成立したあと、初めての家庭（族）関係、婚姻関係に関する基本原理と内容を示す重要な法制としての位置づけがある。

##### 目次

- 第一章 原則
- 第二章 結婚
- 第三章 夫妻間の権利義務
- 第四章 父母子間の関係
- 第五章 離婚
- 第六章 離婚後の子女の監護教育
- 第七章 離婚後の財産および生活

## 第八章 附 則

### 第一章 原 則

第一条 請負婚姻の強制，男尊女卑，子女の利益無視の封建主義婚姻制度を廃止する。男女の婚姻の自由，一夫一妻制<sup>(7)</sup>，男女の権利の平等，婦女および子女の法律上の利益の保護に関する新民主主義婚姻制度を行なわなければならない。

第二条 重ねて婚姻をすること，妾を囲うことをしてはならない。未成年の嫁取り<sup>(8)</sup>をしてはならない。寡婦の婚姻の自由を干渉してはならない。何人も婚姻関係の如何なる問題をも理由にして財物を強要してはならない。

### 第二章 結 婚

第三条 結婚は，男女双方本人の完全な自由意思によらなければならない。何れか一方が他方に対して如何なる強迫を加えたり，あるいは第三者が如何なる干渉を加えたりすることは許されない。

第四条 男は，二十歳から，女は十八歳から結婚をすることができる。

第五条 男女は，次の状態の一つに該当する場合は，結婚をしてはならない。

一 直系血族の関係にある場合，あるいは同父母の兄弟姉妹，あるいは同父異母の兄弟姉妹，あるいは同母異父の兄弟姉妹の関係にある者。

その他五世代以内の傍系血族の間に結婚をしてはならない問題については，慣習に従う。

二 生理上の欠陥を有し，性行為不能の者。

三 花柳病を患い，あるいは精神病にかかり，まだ治癒していない場合，癩病を患い，あるいはその他医学上結婚すべきでないと思えられる疾病を患っている者。

第六条 結婚は，男女双方が自ら所在地（区，郷）の人民政府に出頭して登録をしなければならない。本法の規定に合致する結婚は，所在地の人民政府が，結婚証を発行しなければならない。

本法の規定に合致しない結婚は，登録されない。

### 第三章 夫妻間の権利義務

第七条 夫妻は，共同生活の伴侶であり，家庭における地位は，平等である。

第八条 夫妻は，互いに愛し互いに敬い，互いに助け合い，互いに扶養し合い，仲睦まじく，団結し，労働生産を行い，子女を監護教育し，家族の幸福および新しい社会建設のために，共に奮闘努力する義務を有する。

第九条 夫妻双方は，等しく職業を選択し，工作に参加し，かつ，社会活動に参加する自

由を有する。

第十条 夫妻双方は、家庭財産について平等の所有権と処分収益権を有する。

第十一条 夫妻は、自己の姓名をそれぞれ用いる権利を有する。

第十三条 夫妻は、互いに<sup>(9)</sup>遺産的権利を相続する権利を有する。

#### 第四章 父母子女間の関係

第十三条 父母は、子女に対して監護教育の義務を負う。子女は父母に対して監護扶助の義務を負う。双方は、何れも互いに虐待あるいは遺棄することができない。

養父母と養子女相互間の関係は、前項の規定を準用する。

嬰兒の溺殺およびその他類似の犯罪行為は、断じてしてはならない。

第十四条 父母と子女は、互いに遺産を相続する権利を有する。

第十五条 婚姻外の子女は、婚姻中の子女と同等の権利を有し、何人も危害を加え、差別することは許されない。

婚姻外の子女は、実母あるいは其の他証人物証で証明して、その実父は、子女が十八歳で必要でなくなるまで、子女の必要な生活費および教育費の全部あるいは一部を負担しなければならない。もし、実母が、同意するならば、実父は、引き取り監護することができる。

実母と他人が、結婚した場合、前実子女の監護は、第二十二条の規定を準用する。

第十六条 夫は、その妻が前夫との間に生まれて監護する子女に対して、あるいは妻は、その夫が前妻との間に生まれて監護する子女に対して、虐待あるいは差別することができない。

#### 第五章 離 婚

第十七条 男女双方が、自由意思で離婚する場合には、離婚することが許される。男女の一方が、固い意思で離婚を請求する場合、区人民政府および司法機関の調停が無効のときは、離婚が許される。男女双方が、自由意思で離婚する場合には、双方は区人民政府に出頭し登録することを要し、離婚証を受領する。区人民政府は、双方が確実に自由意思があり、かつ子女および財産問題に関し、適切に処理されていることが調査により明らかであるときは、離婚証を発行しなければならない。男女の一方が、固い意思で離婚を請求する場合、区人民政府は調停を行なうことができる。調停が無効のときは、県あるいは市人民法院に申し立をして解決しなければならない。区人民政府は、男女の何れか一方が県あるいは市人民法院に対して提訴することを阻止し、あるいは妨害することができない。県あるいは市人民法院は、離婚事件について、まず調停を行ない、調停無効のときは、判決を行なう。離婚後、男女双方が、自由意思で夫妻関係を回復する場合



には、区人民政府に出頭して復婚登録をしなければならない。区人民政府は、登録を認めなければならないし、かつ、復婚証を発行する。

第十八条 女方が、懐胎期間中は、男方は、離婚を請求することができず、女方が、分娩して一年後は、申し立てをすることができる。ただし、女方が離婚の申し立てをした場合は、この限りでない。

第十九条 現役革命軍人と家族が、音信関係にあるとき、その配偶者が離婚を申し立てる場合は、革命軍人の同意を得なければならない。

本法公布の日から、革命軍人と家族が、二年間音信が無い場合は、その配偶者は、離婚を請求して、離婚することができる。本法公布前に、革命軍人と家族が、すでに一年以上音信関係が無い場合、かつ、本法公布後、家族と一年間音信関係がないときは、その配偶者は、離婚を請求して、離婚することができる。

#### 第六章 離婚後の子女の監護教育

第二十条 父母と子女間の血族関係は、父母の離婚により消滅することはない。離婚後、子女は、父方あるいは母方により監護されるにかかわらず、なお父母双方の子女である。父母は離婚後に生まれた子女に対して、なお監護教育の責任を有する。

離婚後、哺乳期内の子女は、哺乳中の母親に服することを原則とする。哺乳期以後の子女は、双方が監護することを欲して争いが生じ、協議が調わないときは、人民法院が子女の利益に基づいて判決でこれを定める。

第二十一条 離婚後、女方が監護する子女に、男方は、必要な生活費および教育費の全部あるいは一部を負担しなければならない。負担する費用の額および期限の長短期は、双方の協議により定める。協議が調わないときは、人民法院が判決でこれを定める。費用の支払方法は、現金あるいは現物あるいは子に代わって子の分け前の田畑を耕作する等で行なう。

離婚のとき、子女の生活費および教育費に関する協議あるいは判決について、子女は、父母の何れか一方に対して、協議あるいは判決で定められた額を超える請求をすることを妨げられない。

第二十二条 女方が、再婚した後に、新夫が、自由意思で女方の前の実子女の生活費および教育費の全部あるいは一部を負担する場合、子女の実父の負担は、事情を斟酌して減少あるいは免除することができる。

#### 第七章 離婚後の財産および生活

第二十三条 離婚のとき、女方の結婚前の財産は女方に属して、他の所有から除き、その他の家族財産を如何に処理するかについては、双方の協議により定める。協議が調わな

いときは、人民法院が家族財産の具体的事情に基づいて、女方および子女の利益の配慮ならびに生産の発展に有益である原則に基づいて判決でこれを定める。

女方および子女が、分与された財産で以って子女の生活費および教育費を維持するに足りる場合は、男方は、子女の生活費および教育費をさらに負担しないことができる。

第二十四条 離婚のとき、夫妻共同生活によって生じた債務は、共同生活のときに取得した財産をもって返済を行なう。共同生活のときに取得した財産が無い場合、あるいは共同生活のときに取得した財産が返済に不足するときは、男方が返済を行なう。男女の一方が、単独で生じた債務は、本人が返済を行なう。

第二十五条 離婚後、一方が、再婚せずに生活困難である場合は、他方は、その生活を維持するための援助をしなければならない。援助の方法および期限は、双方協議により定める。協議が調わないときは、人民法院が判決でこれを定める。

#### 第八章 附 則

第二十六条 本法に違反した者は、法により制裁を行なう。

婚姻の自由のあらゆる干渉により、被干渉者の死亡を引き起こし、あるいは傷害を受けた者がある場合には、干渉者は、すべて刑事責任を負わなければならない。

第二十七条 本法は、公布の日から施行する。

少数民族聚落地区においては、大行政区人民政府（あるいは軍隊政治委員会）あるいは省人民政府は、その当地の少数民族婚姻問題の具体的事情に準拠して、本法に対して一部弾力的あるいは補充的規定を制定して、政務院に批准を申し立てこれを施行する。

（未定稿）

#### 〔追 記〕

上記の1950年・中華人民共和国婚姻法は、中国統一国家成立後の最初の婚姻法であり、その改正法としての1980年・中華人民共和国婚姻法（いわゆる現行婚姻法）の基礎となる婚姻法である。それゆえに、1950年・婚姻法の「起草経過と起草理由の報告」文は、この婚姻法の分析を行なううえでの重要な部分を占めている。しかし、長文であるために、本集において合わせて提出することは頁数の関係上不可能であり、次集で訳文と分析および解説を行なう予定である。それゆえに、本集の訳文資料は中途半端的内容で終始することを御了承願いたい。上記の「起草経過および起草理由の報告」文の訳文完結の上で、現行婚姻法との比較検討をも行いつつ、また訳文の「語句」の統一文言も整理していくつもりである。

なお、中国統一独立国家の成立による1950年・婚姻法への過程には、中国における長い年月による共産党の運動・闘争があり、各地区・各地方で、共産主義革命運動による制圧下において、1934年・中華蘇維埃共和国婚姻法、1946年・陝甘寧辺区婚姻条例、1943年・普察冀

辺区婚姻条例等の婚姻法・条例等の変遷を経て、1950年・婚姻法の成立を可能にしている。そこにはソ連婚姻法の大きな影響を受けながらも、中国の長い歴史の中における婚姻史を経て、そして清時代、太平天国時代、南京臨時政府時代、国民党政府時代のいわゆる「中国近代婚姻制度」の資料にも注目していく必要がある。今後の研究課題として他日を期したい。本集は、次集への「前半」としての未分化の資料内容に過ぎない。

〔註〕

- 1) 原文は「登記」と言う文言を用いている。我が国においては、登記と言う文言は、不動産登記法の如く、不動産に関する権利の設定・変動・消滅等に用い、また土地登記簿・建物登記簿・立木登記簿のように、「物」に関する権利関係に用いられることが一般的通念であり、「身分」に関しては、用いない。それゆえに、「身分」の変動に関しては、原文の「登記」を「登録」と訳する。
- 2) 松村晴路・中国家族関係法の変遷の研究(1)——現行中国婚姻法とその立法理由——(岐教大紀要第26集)を参照されたし。
- 3) 原文は、「父給《結婚証》」であり、「父給」の訳文は「発行」でなく、「交付」で統一する。そのため、前集の拙稿(現行中国婚姻法とその立法理由)の第7条の訳文も「結婚証を交付される」と訂正する。
- 4) 原文の「父給」(例、前述の第八条・婚姻法第7条)は「交付」で統一し、「出具」は「発行」で語訳を統一する。
- 5) 例えば、「中国公民と外国人との婚姻登録取扱に関する法律」の「第三」規定の内容は次の様になっている。  
『三 結婚登録を申請する中国公民と外国人は、それぞれ、次に掲げる証明書類を所持しなければならない。  
甲、中国公民。  
（一）本人の戸籍証明書。  
（二）本人戸籍所在地の県級人民政府あるいは勤務先の事業所の県級以上の機関、学校、事業体、企業体発行の本人氏名、性別、生年月日、民族、婚姻状況（未婚、離婚、配偶者死亡、下同）、職業、作業性質、何人に結婚申込証明書。  
乙、外国人。  
（一）本人の旅券あるいはその他身分、国籍証明書。  
（二）公安機関署名発行の《外国人居留証明書》、あるいは外事部門交付の身分証明書、あるいは臨時来華の入国居住証明書。  
（三）本国外交部（あるいは外交部が権限授与した機関）と我が国の各国に駐在する大使館、領事領から認証されて本国公証機関が交付した婚姻状況証明書、あるいは各国駐華大使館、領事館が交付した婚姻状況証明書。  
丙、外国居留民  
（一）本人の旅券あるいは旅券に代る身分証、国籍証書（無国籍者除外）。  
（二）公安機関署名発行の《外国人居留証明書》。  
（三）本人戸籍所在地の県級人民政府あるいは勤務先の事業所の県級以上の機関、学校、事業体、企業体発行の本人氏名、性別、生年月日、婚姻状況、職業、何人に結婚申込証明書。  
このほか、結婚を申請する男女双方は、さらに婚姻登録機関が指定する病院が発行の婚前健康検査証明書を提出しなければならない。』として、具体的に慎重に結婚への手続を規定している。

6) 1980年11月11日に公布された、いわゆる旧婚姻登録規則は、前文と9規定から成り立っている。前文は一般指針的文言であり、その文言で立法趣旨・基本方針・立法目的が示されていると一般的には解されている。以下、前文の訳文を下記する。

『《中華人民共和国婚姻法》は、結婚、離婚、復婚について当地の人民政府の婚姻登録機関へ出頭し、登録をしなければならないことを制定している。婚姻登録機関は、婚姻法により厳格に処理しなければならない。婚姻の自由、一夫一妻制を保障し、強制婚姻、売買婚姻および重婚を防止し、男女両性と次代の健康を保障する。親族間で結婚すべきでない婚姻、結婚すべきでない病気を患っている婚姻、およびその他の婚姻法に違反する行為を防止する。このために、以下の婚姻登録規則を制定する。』となっている。

なお、この婚姻登録規則によって、1955年6月1日公布の婚姻登録規則は廃止されている。いわゆる旧婚姻法(1950年5月1日公布)と共に制定されたものである。

7) 中国婚姻法では、我が国の法律上の文言として通常用いる「一夫一婦制」の「婦」の文言は用いていない。

「夫婦」も中国婚姻法では「夫妻」で統一されており(例、中国現行婚姻法第九条以下)、「婦」と言う文言は本来的には「夫」に対する劣性的地位・半人前・無能力的意味に解せられるので「一夫一婦制」と訳せず、「一夫一妻制」で統一する。前集の現行婚姻法第二条も「一夫一妻制」と改める。

8) 「童養媳」とは、中国の革命前の農村地方において他家の小さな女子を自分の家に引き取り育て、息子が成長すると結婚させる風習があった。今日でも、婚姻適齢は法定されているにも拘らず、農村・僻地では十代の若い子女の婚姻慣習は伝聞であるが存在していると推定される。婚姻等の生活慣習は、法的・合理的判断以前に長い生活上の慣習・風土があり、それが基本的特徴を示している領域でもある。

9) 本条は「互相」となっており、現行婚姻法第十八条は「相互」となっている。前集では、「互相」(例、第十四条)は権利と義務を強調する場合とし、「相互」は相手を強調する場合の文言として解した。別の視点(文法的)に立って解して見ると、互相は「副詞」として、相互は「形容詞」として使う訳し方も考えられる。後日、再度検討して統一的語訳を導きたい。

以上